

## 安全データシート (SDS)

作成・改訂：2016年11月01日

## 1. 製品及び会社情報

|              |                            |
|--------------|----------------------------|
| 化学品名称        |                            |
| 製品名          | ターピーPO防音シート                |
| 会社名          | 萩原工業株式会社                   |
| 担当部門         | 合成樹脂事業部 ターピー一部 品質強化課       |
| 住所           | 〒712-8502 岡山県倉敷市水島中通1丁目4番地 |
| 電話番号         | 086(440)0820               |
| FAX番号        | 086(440)0818               |
| 推奨用途及び使用上の制限 | 産業資材                       |

## 2. 危険有害性の要約

|          |   |
|----------|---|
| GHS分類    | 分類基準に該当しない。   |
| GHSラベル要素 | 分類基準に該当しない。   |
| 危険性      | 本製品は危険物に該当しないが、指定数量(3,000Kg)以上では「指定可燃物合成樹脂類その他のもの」に該当するため、火気注意のこと。                  |
| 成分として    | PRTR法第一種指定化学物質の「アジモン及びその化合物」を含有している。<br>労働安全衛生法第57条の2の通知対象物である「アジモン及びその化合物」を含有している。 |
| 有害性      | 製品としての情報なし。   |
| 成分として    | 三酸化アジモン：人間に対しておそらく発癌性があると考えられるが、証拠が比較的十分でない物質(第2群B)。                                |
| 環境影響     | 野外に露出した場合、鳥等の動物が飲み込み窒息する可能性があるため、廃棄や露出には注意を要す。                                      |

## 3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区分 混合物  
組成及び成分情報

| 化学物質名         | 含有量 (wt%) | 化学式又は構造式  | 官報公示整理番号 |        | CASNo      |
|---------------|-----------|---|----------|--------|------------|
|               |           |   | 化審法      | 安衛法    |            |
| ポリエチレン        | 82.0~84.5 | (C <sub>2</sub> H <sub>4</sub> ) <sub>x</sub>                                 | 6-1      | 整理番号なし | 9002-88-4  |
| エチレン・ヘキセン共重合体 | 10.0~ 8.0 | (C <sub>6</sub> H <sub>12</sub> .C <sub>2</sub> H <sub>4</sub> ) <sub>x</sub> | 6-1594   | 整理番号なし | 25213-02-9 |
| 臭素化芳香族難燃剤     | 5.0~ 3.0  | —   | 登録済み     | 登録済み   | 有り         |
| その他           | 3.0~ 4.5  |   | 登録済み     | 登録済み   | 有り         |

| 化学物質管理促進法 (PRTR法) |    |         |           | 労働安全衛生法    |          |           |
|-------------------|----|---------|-----------|------------|----------|-----------|
| 種別                | 号  | 指定化学物質名 | 含有量 (wt%) | CAS No.    | 通知対象物質名  | 含有量 (wt%) |
| 第一種               | 31 | 三酸化アジモン | 1.71      | 1309-64-4  | 三酸化アジモン  | 1.50~2.00 |
|                   |    |         |           | 13463-67-7 | 酸化チタン    | 1.00~1.50 |
|                   |    |         |           | 1333-86-4  | カーボンブラック | 0.02~0.30 |

## 4. 応急措置

|           |   |
|-----------|---|
| 吸入した場合    | 製品形状がシート状であり、通常使用の場合は該当しないが、加工により粉砕等を行った場合は以下の処置を行う。<br>空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休憩させること。<br>気分が悪い場合は、医師の診断、手当を受けること。 |
| 皮膚に付着した場合 | 皮膚刺激または発疹が生じた場合は、医師の診断、手当を受けること。<br>皮膚を速やかに洗浄すること。<br>気分が悪い場合は、医師の診断、手当を受けること。<br>水と石けんで洗うこと。                     |

|         |   |
|---------|---|
| 眼に入った場合 | 気分が悪い場合は、医師の診断、手当を受けること。<br>水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。 |
| 飲み込んだ場合 | 眼に刺激が持続する場合、医師の診断、手当を受けること。<br>気分が悪い場合は、医師の診断、手当を受けること。<br>口をすすぐこと。                     |

---

## 5. 火災時の措置

|             |   |
|-------------|---|
| 消火剤         | 水、粉末消化剤、泡消化剤、二酸化炭素、砂等   |
| 使ってはならない消化剤 | 棒状注水  |
| 特有の危険有害     | 火災によって刺激性、腐食性及び/又は毒性のガスを発生するおそれがある。<br>熱、火花及び火炎で発火するおそれがある。   |
| 特有の消化方法     | 火災発生場所の周辺に関係者以外の立ち入りを禁止する。<br>初期の火災には水（霧状水）、粉末消化器などを用いる。<br>大規模火災の蔡には、泡消化剤などを用いて空気を遮断することが有効である。<br>周囲の設備などに散水して冷却する。 |
| 消化を行う者の保護   | 移動可能な製品は速やかに安全な場所に移す。<br>一酸化炭素及び二酸化炭素や黒煙等が発生するので、防火服等に加え防毒マスクを着用することが望ましい。<br>風上から消化する。                               |

---

## 6. 漏出時の措置

|          |  |
|----------|--|
| 人体に対する注意 | 作業者は適切な保護具（『8. 暴露防止及び保護処置』の項を参照）を着用し、眼、皮膚への接触や吸入を避ける。<br>溶融物が付着した場合は、大量の水で冷却し、医師の診断を受けること。<br>外観に変化が見られたり、痛みや刺激が続く場合は直ちに医師の診断を受けること。 |
| 環境に対する注意 | 付近の着火源と成りそうな物を速やかに取り除くこと。<br>環境中に放出してはならない。  |
| 回収       | 掃き集め空容器等に回収し、指定の廃棄物処分法にて処分する。  |

---

## 7. 取り扱い及び保管上の注意

|        |   |
|--------|---|
| 技術的対策  | 『8. 暴露防止及び保護処置』に記載の設備的対策を行い、保護具を着用する。           |
| 取扱上の注意 | 着火源に近づけない。<br>直射日光を避け換気の良い屋内で保管する。              |
| 保管上の注意 | 保管場所周辺では火気厳禁とする。<br>強酸化剤（ハロゲン、過酸化物等）の近くには保管しない。 |

---

## 8. 暴露防止及び保護措置

|        |   |
|--------|---|
| 管理濃度   | 設定されていない。   |
| 許容濃度   | 設定されていない。   |
| 設備対策   | 粉じん又は加熱溶融等で蒸気、ガスが発生する場合は局所排気装置を設置する。<br>装置等に静電気防止処置を行う。 |
| 呼吸用保護具 | 粉塵が発生する加工を伴う場合は防塵マスク、溶融等で蒸気、ガスが発生する場合は有機ガスマスクを着用する。     |
| 保護手袋   | 軍手の着用が好ましい。   |
| 保護眼鏡   | 粉塵、蒸気、ガス等が発生する場合は安全眼鏡を使用する。                             |
| 保護衣    | 長袖作業着が好ましい。   |

**9. 物理的及び化学的性質**

|          |                        |
|----------|------------------------|
| 物理的状态    | 固体（ポリエチレン製糸条織物のラミネート品） |
| 臭い       | ほとんど無臭                 |
| 融点       | 105～130℃               |
| 沸点       | 製品としての情報なし             |
| 引火点      | 製品としての情報なし             |
| 爆発限界     | 製品としての情報なし             |
| 蒸気圧・蒸気密度 | 製品としての情報なし             |
| 揮発性      | 製品としての情報なし             |
| 比重       | 製品としての情報なし             |
| 溶解度      | 水に不溶                   |
| その他溶媒    | 熱キシレン等の芳香族溶媒に可溶        |

**10. 安定性及び反応性**

|            |  |
|------------|--|
| 反応性、化学的安定性 | 通常の手扱い条件下では安定である。  |
| 危険有害反応可能性  | 通常の手扱い条件下では危険有害反応を起こさない。<br>燃焼により、一酸化炭素(CO)、NOX等の有害ガスが発生等が発生する恐れがある。 |
| 避けるべき条件    | 高温下、急激な温度変化  |

**11. 有害性情報**

|                       |  |
|-----------------------|--|
| 製品の有害情報               | 製品としての情報なし   |
| 急性毒性                  | 製品としての情報なし   |
| 皮膚腐食性・刺激性             | 製品としての情報なし   |
| 目に対する重篤な損傷<br>または眼刺激性 | 製品としての情報なし   |
| 呼吸器感作性・皮膚感作性          | 製品としての情報なし   |
| 生殖細胞変異原性              | 製品としての情報なし   |
| 発がん性                  | ポリエチレンとして<br>IARCの発がん性区分でグループ3に分類されている。<br>三酸化アンチモンとして<br>グループ2B(IARC)第2群B(日本産業衛生学会) |
| 生殖毒性                  | 製品としての情報なし   |
| 特定標的臓器・全身毒性<br>(単回暴露) | 製品としての情報なし   |
| 特定標的臓器・全身毒性<br>(反復暴露) | 製品としての情報なし   |
| 吸引性呼吸器有害性             | 製品としての情報なし   |

**12. 環境影響情報**

|           |   |
|-----------|---|
| 製品の環境影響情報 | 製品としての情報なし  |
| 生態毒性      | 製品としての情報なし<br>但し、海洋生物や鳥類が摂取することを防止するために、海洋や水域での<br>投棄、放出はしない。 |
| 残留性・分解性   | 製品としての情報なし<br>ポリエチレンは環境中で長期間分解しない。                            |
| 生体蓄積性     | 製品としての情報なし  |
| 土壌中の移動性   | 製品としての情報なし  |
| 水中層有害性    | 製品としての情報なし  |

**13. 廃棄上の注意**

|       |   |
|-------|---|
| 残余廃棄物 | 成分に三酸化アンチモンが含まれているので、知事等の許可を受けた産業廃棄物処理業者に委託する。<br>焼却処分をしない。 |
|-------|---|

|          |  |
|----------|--|
| 汚染容器及び包装 | 容器は洗浄してリサイクルするか、関連法規並びに地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。<br>空容器を廃棄する場合は、内容物を完全に除去すること。 |
|----------|--|

#### 14. 輸送上の注意

|  |  |
|--|--|
| 国際規制                                     |  |
| 国連番号                                     | 該当しない  |
| 海洋汚染物質                                   | 該当しない  |
| MARPOL73/78付属書IIおよびIBCコードによりばら積み輸送海洋汚染物質 | 該当しない  |
| 航空規制情報                                   | 該当しない  |
| 国内規制                                     |  |
| 海上規制情報                                   | 該当しない  |
| 航空規制情報                                   | 該当しない  |
| 陸上規制情報                                   | 消防法における指定可燃物に該当するので、同法の規定に従った容器、積載方法により輸送する。         |
| 緊急時応急処置指針番号                              | なし   |
| その他                                      | 水濡れ、異物混入及び荷崩れ防止措置を行う。<br>包装を傷付けたり、破袋させるような乱暴な取扱いは厳禁。 |

#### 15. 適用法令

|           |  |
|-----------|--|
| 労働安全衛生法   | 三酸化アンチモン   |
| 消防法       | 指定可燃物（合成樹脂類3,000kg）<br>消防法施行規則第4条-3に適合、防災物品として登録済み                 |
| 化学物質管理促進法 | 三酸化アンチモンを含有しているが、シート状の成形品より対象外<br>但し、シートを熔融させたり、粉末状に粉砕する場合は、対象となる。 |

#### 16. その他情報

|      |  |
|------|--|
| 参考文献 | JIS Z 7253:2012「GHSに基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法ーラベル、作業場内の表示及び安全データシート（SDS）」<br>JIS Z 7252:2014「GHSに基づく化学物質等の分類方法」<br>GHS Ver. 4 (UN) 2011. 7<br>独立行政法人 製品評価技術機構のGHS分類<br>化審法データベース（J-CHECK）<br>原材料メーカーの安全データシート（SDS）         |
| その他  | 本SDSは、JIS Z 7253:2012に準拠し、作成時における入手可能な製品情報、有害性情報に基づいて作成していますが、必ずしも十分でない可能性がありますので、取扱にはご注意ください。<br>本SDSの記載内容については、新しい知見等がある場合には必要に応じて変更して下さい。<br>また、注意事項等は通常の実施を前提としたものですので、特別な取扱いをする場合には用途・条件に適した安全策を実施の上、お取り扱い願います。 |